

一般社団法人日本ボッチャ協会
コンプライアンス規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下、「本協会」という）の運営理念及び行動指針に基づきコンプライアンスに関する基本事項を定め、これを適切に運用することにより、本協会におけるコンプライアンスの徹底と本協会の社会的信用の向上を図ることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

この規程は、本協会の全ての役員、職員（常勤職員、非常勤職員、パートタイマーを含む）、本協会に登録している全ての会員及びその他本協会内にあつて直接、間接に本協会の指揮監督を受けて本協会の業務に従事している全ての者、（以下、「職員等」という）に適用する。

第3条 (定義)

本規程におけるコンプライアンスとは、本協会が行うあらゆる活動の局面において、関連する法令、条例、契約、内部規程、業務マニュアル等の明確に文書化されたルール及び、明確に文書化されていない暗黙の社会的良識、社会倫理（以下、「法令等」という）を遵守することをいう。

第2章 コンプライアンスへの取り組み

第4条 (法令知識の習得)

職員等は、自らの職務を規制している法令等について、常に正しい知識を習得するように努めなければならない。

第5条 (代表理事の責務)

代表理事は、コンプライアンスへの取り組みを本協会の運営の重要な基本方針の一つとして、コンプライアンス推進体制の整備及び維持向上に努めなければならない。

第6条 (職員等の義務)

職員等は、自らの職務を規制する法令等を誠実に遵守して職務を遂行しなければならない。

2. 自らの職務を規制している法令等が不明である時は、社会的良識や社会倫理に基づいて行動しなければならない。

3. 役員は、自ら率先してコンプライアンス行動をとり、他の職員等の模範とならなければならない。

第7条 (禁止事項)

職員等は、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 法令等に違反する行為をすること
- (2) 他の職員等に対し、法令等に違反する行為を指示すること
- (3) 他の職員等に対し、法令等に違反することを教唆すること
- (4) 他の職員等の法令等に違反する行為を黙認すること
- (5) 反社会的勢力との関係を持つこと、また、反社会的勢力と取引行為を行うこと

- (6) 人種差別及びセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント行為をすること
- (7) 方法の如何を問わず、また、直接か間接かを問わず、本協会の主催する大会における競技結果に影響を及ぼす、または、そのおそれのある不正行為に関与すること
- (8) 汚職や収賄等の行為
- (9) 職務上知り得た秘密情報の漏洩行為

第8条 (免責の制限)

職員等は、次に掲げる事項を理由として、自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等について違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 本協会の利益を図る目的で行ったこと

第9条 (コンプライアンス研修会)

本協会は、次に掲げる目的のため、必要に応じ、職員等を対象に研修会を実施する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

2. 研修会の受講を命令された職員等は、必ず受講しなければならない。

第3章 推進体制

第10条 (コンプライアンス責任者)

本協会のコンプライアンス責任者は、代表理事とする。

第11条 (本規程の運営部局等)

本規程の運営統括部局は事務局総務部とする。

- 2. 本規程のコンプライアンス実施統括責任者は事務局長とする。
- 3. 実施統括責任者は、各部局にコンプライアンス実施責任者を任命できる。
- 4. 各部局のコンプライアンス実施責任者は、当該部局の部局長とする。

第12条(コンプライアンス実施統括責任者の役割)

コンプライアンス実施統括責任者は、次の各号の役割を担う。

- (1) 本規程の周知徹底
- (2) 本規程の維持向上
- (3) 年度毎のコンプライアンスプログラムの作成と確実な実行

第13条 (コンプライアンス委員会)

本協会のコンプライアンス方針の策定、コンプライアンス推進プログラムの承認、再発防止対応及び個別事案処理のための機関として、コンプライアンス責任者の下にコンプライアンス委員会を設置する。

2. 前項のコンプライアンス委員会を構成する委員(以下「委員」という)は、理事会において、代表理事を除く理事又は顧問弁護士、外部の学識経験者の中から3名以上を選任し、同委員会の委員長は理事会において理事である委員の中から1名を選任する。ただし、理事及び外部の学識経験者の委員をそれぞれ最低1名以上選任するものとする。

3. コンプライアンス委員会の事務局は総務部とする。

4. コンプライアンス委員会の運営方法等は、コンプライアンス委員会細則に定める。

第4章 通報受付窓口の設置

第14条（内部及び外部通報受付窓口の設置）

本協会は、コンプライアンス違反行為またはその恐れがある場合（以下、「コンプライアンス違反行為等」という）の通報（以下、「内部通報」という）に備えて、本協会の内と外に内部通報受付窓口を設置する。

2. 本協会内の内部通報受付窓口は、総務部とする。
3. 本協会外の内部通報受付窓口は、本協会の顧問弁護士の所属する法律事務所とする。

第5章 コンプライアンス違反行為等への対応

第15条（対 応）

コンプライアンス実施統括責任者は、コンプライアンス違反行為等の相談または通報を受けた場合、すみやかにコンプライアンス委員会を招集して、報告を受けたコンプライアンス違反行為等を報告し、以後の対応についてコンプライアンス委員会に委ねる。

2. コンプライアンス委員会は、相談または通報を受けたコンプライアンス違反行為等についてその事実関係を調査し、対応する。
3. コンプライアンス委員会は、調査する内容によって、関連する部局のメンバー、外部の専門家からなる調査チームを設置することができる。

第16条（報 告）

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反行為等につき、随時、理事会に報告をするものとする。

第17条（処 分）

コンプライアンス委員会は、調査の結果、コンプライアンスに違反する、或いはコンプライアンス違反に相当する行為であることが明らかになった場合、その内容をコンプライアンス実施統括責任者に報告する。

2. コンプライアンス実施統括責任者は、前項に基づき報告を受けた内容を代表理事に報告する。
3. 代表理事は、前項に基づき報告を受けた内容が懲戒規程および倫理規程に基づき処分が相当であると判断した場合は、コンプライアンス違反行為等を行った職員等を懲戒規程および倫理規程に基づき処分する。尚、違反行為者が役員の場合は、代表理事は速やかに理事会を招集して処分を理事会に委ねるものとする。

第18条（是正措置）

コンプライアンス委員会は、是正措置及び再発防止策等を講じる必要がある場合は、代表理事に対して是正措置を講じるよう指示する。

2. 代表理事は、前項の指示を受けた場合は、関係部局長に対して是正措置命令を出す。
3. 是正措置命令を受けた関係部局長は、速やかに必要な対策、措置等を講じ、その実施内容と計画を記載した報告書を、コンプライアンス実施統括責任者に提出する。
4. コンプライアンス実施統括責任者は、前項の報告書に記載されや実施内容と計画に沿って是正措置が実施される経過を観察し、必要に応じて関係部局長に指導を行う。

5. 関係部局長は、第3項の報告書に記載した計画に沿った実施状況報告書をコンプライアンス実施統括責任者に提出する。

6. コンプライアンス統括責任者は、前項の報告書の内容を検討して、コンプライアンス委員会に報告する。

第6章 都道府県協会等のコンプライアンス管理

第19条 (都道府県協会等のコンプライアンス管理)

コンプライアンス実施統括責任者は、社員総会等の機会を通じて、常に、本協会の会員及びその他本協会外関連機関のコンプライアンス意識の高揚に努めなければならない。

2. 本協会は、団体会員である都道府県協会に対しては、本協会の本規程と同等の水準での規程を設けること、或いは、同等の水準でのコンプライアンスの実施を指導し奨励するものとする。

第7章 その他

第20条 (本規程の改廃)

本規程の改訂、廃止は、コンプライアンス実施統括責任者が発案し、理事会の決議をもって行う。

(付則)

この規程は令和元年11月1日から実施する。